上板町 訪問型サービス(独自)サービスコード表 (令和6年4月1日以降)

上	又出] 訪	i問型サービス(独自)サービスコード表 (* 	令和6年4月1日以降)					
サービ	スコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
A2	1321	訪問型独自サービス13	イ 1週当たりの標 準的な回数を定め る場合	週に2回を超える程度の場合			3727	1月につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回 数を定める場合	通1回程度 1月に5回まで 通2回程度 1月に10回まで 通3回程度 1月に12回まで	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスであるよ	#的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 287単位		
A2	2511	訪問型独自サービス22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 179単位	179	1回につき
A2	2621	訪問型独自サービス23				(二)所要時間45分以上の場合 220単位	220	<mark>0</mark>
A2	1411	訪問型独自短時間サービス			(3)短時間の身体介護が中心である場合	163単位	163	
A2	C216	訪問型独自高齡者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回 数を定める場合		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場	場合 3単位減算		
A2	C217	訪問型独自高齡者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 2単位滅算	-2	2 1回につき
A2	C218	訪問型独自高齡者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合 2単位滅算	-2	,,,,,,,,,
A2	C219	訪問型独自高齡者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位滅算	-2	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物 の利用者等にサー ビスを行う場合		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 滅算		1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3			同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90 以上の場合	所定単位数の 12% 減算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の15%加算		1月につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の10%加算		1月につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	九小周孙拔笔/5星	住する老へのサービス提供 加管		所定単位数の5%加算		1月につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算		1回につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合			所定単位数の10%減算		1月につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	八初回加算			200単位加算	200	,
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	二 生活機能向上流	重携加 算		(1)生活機能向上連携加算(I) 100単位加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II				(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	木 口腔連携強化加算			50単位加算	50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	へ 介護職員処遇改善加算			(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の137/1000加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算皿				(3)介護職員処遇改善加算(皿) 所定単位数の55/1000加算		1月につき
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	ト 介護職員等特定	· 処遇改善加算		(1)介護職員特定処遇改善加算(I) 所定単位数の63/1000加		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II	11021025 3 1976			(2)介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000加算		Ì
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の24/1001加算		